

# 第四次熊本市子ども読書活動推進計画（概要版）

（計画期間：令和2年度～令和6年度）

## 基本理念

### 本との出会いが育む 心のかがやき

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的・自発的に読書に親しむことができるよう、身近な読書環境を整備します。さらに、関係機関、団体、事業者等が緊密に連携・協力する中で、読書を通して地域の人や社会に親しみや関心を持ち、地域とつながる子どもを育てます。そして、主体的に本から学び考える子ども、豊かな感性や創造力、表現力や語彙力等を備えた心かがやく子どもを育みます。

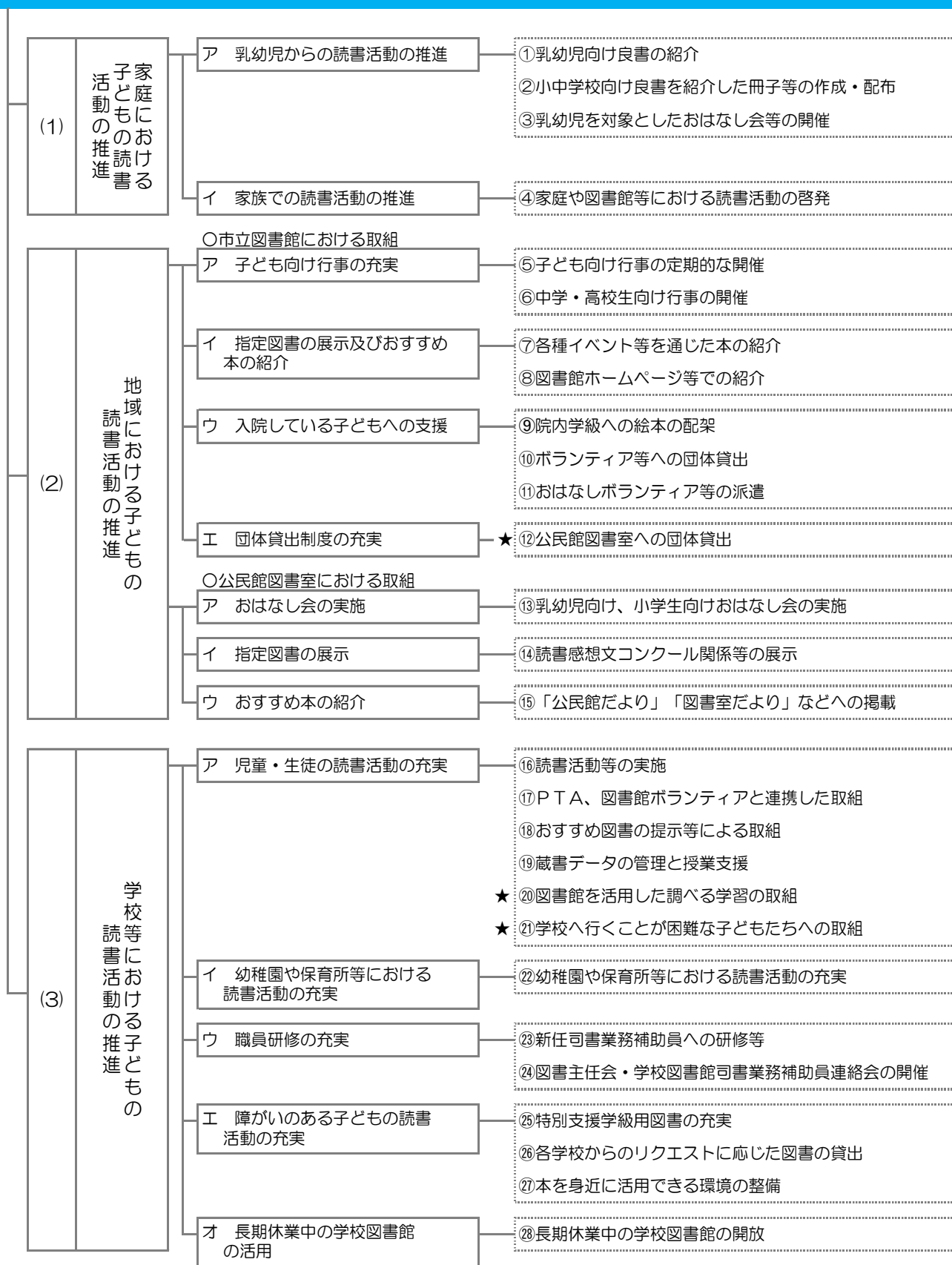
## 成果指標

成果指標		基準値 (令和元年)	▶	目標値 (令和6年)
(1) 「本を読むのが好き」と答えた 子どもの割合	小学生	88.5%	▶	90.0%
	中学生	74.2%	▶	80.0%
(2) 1か月間に1冊以上の本を読んだ 子どもの割合指標	小学生	98.2%	▶	99.0%
	中学生	80.5%	▶	85.0%
(3) 児童書の貸出冊数		1,274,630冊	▶	1,300,000冊

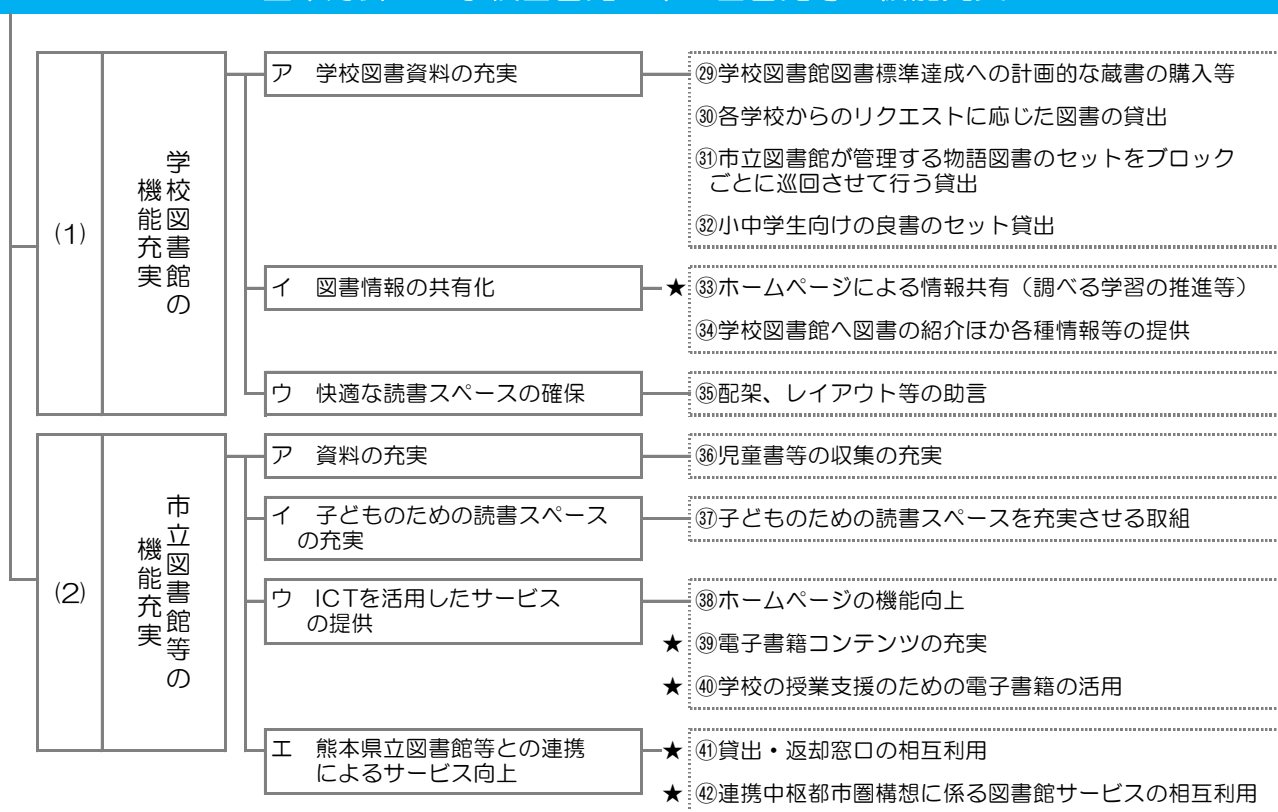
## 計画の対象

0歳からおおむね18歳まで

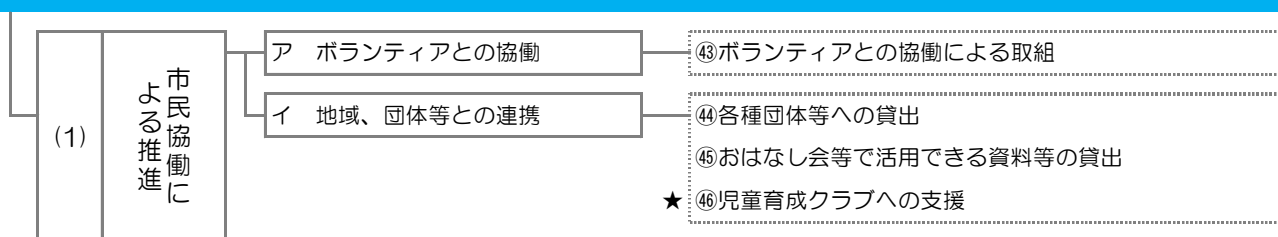
基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進



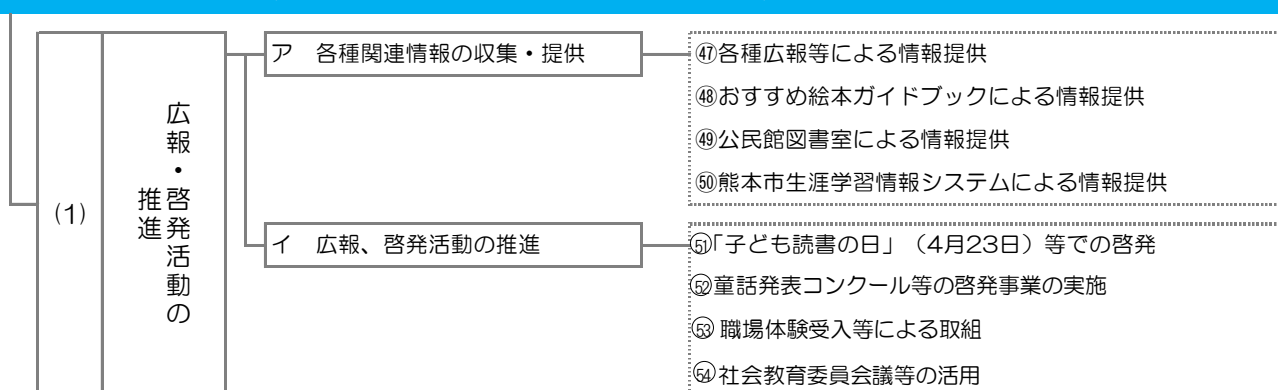
## 基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実



## 基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進



## 基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進



## 2. ★…新規取組

番号	取組名	取組内容
⑫	公民館図書室への団体貸出	公民館図書室へ団体貸出を行い、子どもたちへより多くの本を提供する。（貸出冊数：300冊以内、期間：3か月以内）
⑳	図書館を活用した調べる学習の取組	「調べまスター☆コンクール」などの実施を通じて、児童生徒の主体的な学びを促進し、情報活用・収集能力や体系的思考力を身に付けるため、学校図書館、市立図書館等を活用した調べる学習に積極的に取り組む。
㉑	学校へ行くことが困難な子どもたちへの取組	適応指導教室に通級する子どもたちが、読書に親しむ機会の提供や、所外体験学習として図書館を活用する事業に取り組む。
㉓	ホームページによる情報共有（調べる学習の推進等）	各学校の実践事例や各学校で作成した「図書館だより」を掲載し、各学校の取組状況等の情報の共有化を図っていく。また、子ども読書活動推進ホームページに、調べる学習のために選書した書籍を掲載し、「調べまスター☆コンクール」を目玉としてホームページを活用した調べる学習を推進する。さらに、「♪図書館へおいでよ♪」の動画を学校に依頼し、各学校の図書館や図書委員会の活動を子ども読書活動推進ホームページで紹介する。
㉙	電子書籍コンテンツの充実	急速に普及している電子書籍の貸出を令和元年 11月1日より本館で開始。児童文学、絵本等のコンテンツの充実を図る。
㊴	学校の授業支援のための電子書籍の活用	電子書籍を活用した電子黒板を用いての調べ学習、語学の授業等の支援を行う。
㊵	貸出・返却窓口の相互利用	<p>&lt;県立図書館の資料を市立図書館等の窓口から貸出・返却&gt;            （県立図書館の利用登録者が、インターネットを利用して県立図書館へ資料貸出を申込みると、市立図書館等（22施設）の窓口で受取る。返却する場合も、全ての市立図書館等及び返却ポストを使用する。）</p> <p>&lt;市立図書館等の資料を県立図書館窓口から貸出・返却&gt;            （県立図書館窓口に市立図書館システムの端末を配備し、市立図書館等の資料を利用者に提供する。）</p>
㊶	連携中枢都市圏構想に係る図書館サービスの相互利用	<p>&lt;熊本市&gt;            図書館、公民館図書室等に来館した圏域市町村の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。</p> <p>&lt;圏域市町村&gt;            図書館等を設置している市町村は、当該図書館に来館した熊本市の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。</p>
㊷	児童育成クラブへの支援	児童育成クラブへ児童書等を配送し、子どもたちが読書に興味を持つように支援する。 モデルとなるクラブを選定し、順次市内全域への配送を検討する。